

小千谷市

令和8年度

申請受付開始

10月5日(月)

移住に伴う空き家の解体＋建替で補助金 最大500万円

移住建替支援事業って？

市内に空き家を持つ方、空き家を取得した移住・転入者を支援する「移住建替支援事業補助金」です。
市内の空き家の解消とその敷地への住宅の建築を促し、市内への移住及び定住を促進するため、空き家の解体、建替に要する経費の一部を補助します。

補助事業の概要・対象者

補助事業の種類	補助対象者	対象経費	基本補助金額
空き家解体事業 (解体のみ)	・市内にある空き家の登記事項証明書に所有者として記録されている方 ・市内にある空き家の固定資産課税台帳に所有者として記録されている方、またはその共有者 ・上記の相続人	補助対象空き家の解体工事に要する費用	補助対象経費の1/5以内 上限50万円 ※市外事業者が施工する場合は上限25万円
空き家建替事業 (解体 ＋ 建替)	・本市への転入より1年以内、もしくは申請より1年以内に本市へ転入される方 ※本市に5年以上定住する意思を誓約できる方	補助対象空き家の解体工事と建替工事に要する費用	補助対象経費の1/2以内 上限200万円

空き家建替事業の加算条件

加算条件	加算額
居住誘導区域において建替を行う場合	100万円
子育て世帯の場合（18歳以下の子どもと同居／妊娠中の方）	子ども1人当たり 100万円 （最大2人まで）

※ 基本額 200万円 + 加算額 最大300万円 = 合計最大 500万円

手続きの流れ（必ず着工前にご申請ください）

- STEP1【事前相談・見積もり】事前のご相談と市内事業者等から工事見積書を取得してください。
- STEP2【交付申請】※必ず工事着手前に申請書を提出してください。(着工後は対象外)
- STEP3【交付決定・着工】市からの交付決定通知を受領後、工事に着手してください。
- STEP4【完了・実績報告】年度末（3月31日）または工事完了後1か月以内に実績報告書を提出してください。
- STEP5【補助金の交付】審査・完了確認後、指定口座へ補助金が振り込まれます。

小千谷市 商工振興課 U・Iターン支援室

お問合せ・申請窓口

TEL：0258-83-3556 FAX：0258-83-2789

Mail：ui-turn@city.ojiya.niigata.jp

補助金の詳細は
こちらから➡



空き家情報バンクは
こちらから➡

